千葉県公安委員会告示第１６１号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第４１条第１項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和８年１０月１５日

千葉県公安委員会委員長　　寺嶋　哲生

１　聴聞の期日

令和８年１１月４日（水）午後３時３０分

２　聴聞の場所

千葉市中央区長洲１丁目９番１号
千葉県警察本部　１階　聴聞室

３　事案番号

同法第４１条第２項に基づく聴聞第１５号